

## 地域公共交通確保維持改善事業（新モビリティサービス推進事業）実施要領

平成31年4月18日 国総計第 4号  
令和 2年2月10日 国総モ第 18号  
国自旅第257号  
令和 2年4月 8日 国総モ第 2号

この実施要領は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）交付要綱（令和2年4月8日国総モ第1号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）の交付等地域公共交通確保維持改善事業（新モビリティサービス推進事業）の実施に当たって必要な事項を定める。

### 1. 日本版 MaaS 実証支援事業について

#### （1）補助対象となる事業

協議会、都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）又は地方公共団体と連携した民間事業者が実施する、多様な主体が参画した MaaS の実証実験が補助対象となる。

補助対象となる実証実験は、以下の条件に該当する場合を対象とする。

- ・ 交通事業者を1社以上含むこと。
- ・ 連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）で管理される電子データによるデータ連携が行われる又は行われることを目指したものであること。
- ・ 地方公共団体又は民間事業者が実施する場合は、地域課題の解決に向け、協定の締結等により相互に連携したものであること。
- ・ 複数の交通手段の予約や決済が一括して提供されるサービスを構築すること、又は交通手段と観光、商業、医療等交通分野以外のサービスのデータ連携が行われること。
- ・ 実証実験終了後3年以内の本格的な導入に向けた計画を作成すること。

#### （2）協議会について

交付要綱第4条において補助対象事業者として協議会を定めているが、補助事業の実施に係る者については、地方公共団体、交通事業者、地方運輸局又は沖縄総合事務局、観光・商業・医療等他分野の事業者がこれに該当する。交通事業者には新型輸送サービスを運行又は運行予定の事業者も含まれる。また、関係者として対象地域の市町村が参加することが望ましい。民間事業者のみで構成される協議会による申請は不可とする。協議会の法人格の有無は問わない。

運営方法や設置要綱の策定等のそれ以外の協議会に関する事項については地域の実情に応じて協議会が定めることができる。したがって隣接する地方公共団体合同での開催や設置要綱の策定の省略についても、それが協議会の構成員その他の地域の合意であれば認められる。

また、協議会については、計画策定のために新たに設置する必要はなく、道路運送法施行規

則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号に基づく地域協議会や地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に基づく法定協議会等についても、必須となる構成員を新たに協議会の構成員として加えること等により、交付要綱に定める協議会とすることもできる。この場合において、設置要綱を改正する等の形式にこだわることなく、既存の協議会の場に、新モビリティサービス推進事業の実施に必須となる関係者が実質的に参加していればよい。

### （3）補助対象経費等について

#### ①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表1に定めるほか、以下のとおりとする。

ア. ドア・ツー・ドアの移動に対し、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせる1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費

- ・ 連携基盤システム（ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーション）の購入・開発費

（実証実験に合わせて新たに連携基盤システムを構築する場合に、ソフトウェア、クラウドサービス、アプリケーションの購入又は開発費を対象とする。システム用サーバーの初期費用及び維持管理費用は含めない。）

- ・ 既存の連携基盤システムの機能拡張に係るシステムの改修費

（既存の検索システムに予約・決済等の機能を追加する場合の連携基盤システムの改修費）

- ・ 他の同種システムとのデータ連携に係るシステムの改修費

（観光、商業、医療等交通分野以外のサービスとデータ連携するために既存システムを改修する場合の改修費）

- ・ 連携基盤システムの利用率（実証実験期間中に限る。）（最大1年間）

- ・ 連携基盤システム導入に伴う導入設定、マニュアル作成費、研修実施に係る費用

- ・ 連携基盤システムのセキュリティ対策費

- ・ 連携基盤システムを利用した決済端末のレンタル・リース費用

（実証実験の実施に際し、交通施設や車両内に設置する決済端末（ICカードやQRコードの読み取り機等）をレンタル又はリースで設置する費用）

- ・ 交通分野以外のサービスにおける決済端末の設置に係るレンタル・リース費用（交通手段と連携するものに限る。）

（実証実験の実施に際し、データ連携している交通分野以外のサービスで設置する決済端末をレンタル又はリースで設置する費用）

イ. MaaSの実証実験の効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費

- ・ 連携基盤システムの導入が地域にもたらす効果や課題を地域で把握するための調査に要する費用（地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用 等）

（注）イ. に掲げる費用のみを対象とした事業については、補助金を交付しない。

## ②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

## (4) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては交付要綱第8条第2項に定めるほか、以下のとおりとする。

### ア. 変更届出で足りる場合

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」又は「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合にあっては、国土交通大臣に補助対象事業の内容の変更を届け出ることをもって足りる。ただし、新たな補助対象事業の追加その他の特に重要と認められる事業内容の変更を行う場合にあってはこの限りでない。

（変更届出で足りる例）

- ・ 補助対象事業の内容のうちシステム導入に伴う研修を取りやめる場合  
（注）研修を取りやめてマニュアルの作成等を新たに追加する場合及び補助対象事業を全て取りやめる場合はこれに該当しない。
- ・ 補助対象事業の完了予定日を2月末から同年度の3月末に変更する場合  
（注）年度末を越える変更はこれに該当しない。

（様式）

- ・ 当該届出に係る様式は、様式第1に定めるところによる。

### イ. 特段の手続きを要しない場合

事業内容の変更の際し、交付決定額の増加が生じない場合であって、交付決定通知書（変更の交付決定を行っている場合は交付決定変更通知書）別紙に記載された「補助対象事業の名称及び内容」及び「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生じない場合にあっては、特段の手続きを要しない。

（手続きを要しない例）

- ・ システム導入に伴う研修の実施回数を減らす場合

## 2. 新型輸送サービス導入支援事業について

### (1) 補助対象となる事業

新型輸送サービスとしての各種交通サービスのうち、AI オンデマンド交通の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ AI を活用して効率的に配車及び運行を行うことを可能とするシステムの導入であること。
- ・ 交付要綱第3条第4号ハに規定する公共交通事業者における導入であること。

### (2) 補助対象経費等について

#### ①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表2に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・ AI オンデマンド交通の導入に伴う、システム整備費
- ・ AI オンデマンド交通のシステム導入に伴う導入設定、マニュアル作成、操作の習熟に係る費用
- ・ AI オンデマンド交通に利用する車両に搭載する運行管理用機器の導入費
- ・ AI オンデマンド交通の旅客乗降位置の標示又は標識の設置費

②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

3. 地域交通キャッシュレス決済導入支援事業について

(1) 補助対象となる事業

交通系 IC カード（全国相互利用可能なものに限る。）又は QR コード等によるキャッシュレス決済に必要な機器の導入であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 交付要綱第3条第4号に規定する公共交通事業者による、交通手段の利用に伴う運賃又は料金の決済をキャッシュレス決済端末で完了させることが可能な機器の導入であること。

(2) 補助対象経費等について

①補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表3に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・ 公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とするシステム導入費及びシステム改修費
- ・ 公共交通においてキャッシュレス決済の利用を可能とする端末費（旅客施設又は車両内・船内に決済端末機器（読み取り機等）及び付属機器（一般乗用旅客自動車運送事業者がキャッシュレス決済端末機器とともに導入するタクシメーター、レシートプリンター等）を設置する費用）

②事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

(3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

#### 4. 地域交通データ化推進事業について

##### (1) 補助対象となる事業

時刻、運賃、路線、運行情報等の交通情報の電子データによる提供のためシステムの導入等であり、以下の条件に該当するものを補助対象とする。

- ・ 交付要綱第3条第4号に規定する公共交通事業者における導入であること。
- ・ ダイヤ編成システム、バスロケーションシステム等の運行管理に係るシステムであって、交通事業者と経路検索事業者等との間のデータの受け渡しを容易にするデータ形式（「標準的なバス情報フォーマット」、「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」等のGTFS (General Transit Feed Specification) 形式。以下「特定データ形式」という。）で、時刻、運賃、路線又は車両位置等の交通情報に係るデータを作成し、出力できること。
- ・ 補助対象であるシステムにより作成されたデータについて、「MaaS 関連データの連携に関するガイドライン Ver. 1.0」(令和2年3月国土交通省総合政策局)に準拠して取り扱うこと。

##### (2) 補助対象経費等について

###### ① 補助対象経費について

補助対象経費は交付要綱別表4に定めるほか、以下のとおりとする。

- ・ 特定データ形式でのデータ出力を可能とするシステム構築に要する経費

###### ② 事業規模と補助額について

予算の範囲内において、必要な調整を行うことはあり得る。

##### (3) 補助対象事業の内容の軽微な変更に係る取扱いについて

軽微な変更の取扱いについては1.(4)の規定を準用する。

#### 5. 事業評価について

##### (1) 事業評価の実施

###### ① 自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業（新モビリティサービス推進事業）による支援を受けた事業については、毎年度、交付要綱第4条に定める補助対象事業者自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の2月末までに、補助対象事業者から、国土交通省総合政策局に報告するとともに、公表することとする。

###### ② 二次評価

###### ア. 実施対象

自己評価（一次評価）等を基に二次評価を行うこととする。

#### イ. 実施方法

二次評価を実施する際には、当該評価の客観性・妥当性を担保するため、総合政策局に学識経験者等の有識者からなる第三者評価委員会を設置することとし、当該委員会においては、総合政策局が作成した二次評価案等について審議する。総合政策局においては、その結果を踏まえて評価を実施することとする。

総合政策局は、補助対象事業者に対して当該二次評価結果を通知するとともに、必要に応じて、交付申請時に提出した補助対象事業実施後の本格的な導入に向けた計画の見直し等を求め、補助対象事業者では、二次評価の結果を踏まえ、必要に応じて当該計画又は地域の取組等に反映させる。

#### (2) その他

上記によることができない特段の事情がある場合は、国及び補助対象事業者において必要な調整を行い、適切に対応することとする。

附 則（平成31年4月18日 国総計第4号）

この要領は、平成31年度予算から施行する。

附 則（令和2年2月10日 国総モ第18号、国自旅第257号）

この要領は、令和元年度補正予算から施行する。

附 則（令和2年4月8日 国総モ第2号）

#### 1. 施行期日

この要領は、令和2年度予算から施行する。

#### 2. 経過措置

令和元年度補正予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。